



# 子育てに体罰や暴言はNG！

全国で児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いています。

## 「しつけ」と称した体罰

しつけは子どもの人格や才能などを伸ばし、社会性を育み成長をサポートする行為です。ただし、身体に苦痛を引き起こす行為や不快感を意図的にもたらす行為は、軽いものであっても体罰に該当し、子どもの心身の発達に悪影響を及ぼします。

体罰は、法律（児童虐待の防止等に関する法律等）でも禁止されています。

## 虐待の種類

- ① **身体的虐待**  
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど
- ② **性的虐待**  
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど

- ③ **ネグレクト**  
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- ④ **心理的虐待**  
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（面前DV）など



**問い合わせ先**  
児童相談所(全国共通)  
☎189(いちほやく)  
役場福祉事務所子育て支援係  
☎(86)1146「直通」

### よくある質問

**Q: 伐採の位置や区域図は実測が必要?**  
A: 位置や地区が分かる書類であれば実測は必要ありません。

**Q: 土地の証明書とは?**  
A: 次のいずれかの書類です。

- ・登記事項証明書
- ・固定資産税納税通知書の写し
- ・土地の売買契約書
- ・遺産分割協議書
- ・贈与契約書

**Q: 届出者の本人確認書類とは?**  
A: 住民票や運転免許証、マイナンバーカード(表)などの写しになります。

# 森林伐採のときは

森林の立木を伐採するときは、3つの書類の提出が森林法で義務付けられています。

- ①事前の「伐採造林届」
  - ②伐採完了後の「伐採に係る森林の状況報告書」
  - ③造林完了後の「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です。
- ※令和5年度から①「伐採造林届」提出の際は、④「伐採造林届の添付書類」が森林法で義務付けられました。
- ④「伐採造林届の添付書類」
    - ・森林の位置や地域図
    - ・届出者の確認書類
    - ・届出者の証明書の写し(身分証明書の写し)
    - ・土地の証明書
    - ・隣接森林との境界関係書類
    - ・法令の許可関係書類
    - ※該当する場合のみ
    - ・伐採の権原関係書類
    - ※届出者が土地所有者ではない場合
    - ・伐採と集材に関するチェックリスト
    - ・地元関係者との協議書類

**問い合わせ先**  
役場耕地林務課林務係  
☎(86)1159「直通」

提出書類	提出期限	未提出の場合
①「伐採造林届」	伐採開始の90日から30日前	100万円以下の罰金 (森林法第208条)
②「伐採に係る森林の状況報告書」	伐採を完了後30日以内	30万円以下の罰金 (森林法第210条)
③「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」	造林を完了後30日以内	